

平成 2 9 年 第 2 回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

平成29年第2回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

平成29年10月26日(木)、平成29年第2回秋川流域斎場組合議会定例会は、ひので斎場会議室に招集された。

10月26日(木曜日)

1. 出席議員(12名)

1番	辻 よし子	8番	加藤 光徳
2番	大久保 昌代	9番	清水 浩
3番	村木 英幸	10番	清水 兵庫
5番	窪島 成一	11番	吉川 洋
6番	山根 トミ江	12番	高橋 邦男
7番	平野 隆史	13番	小峰 陽一

2. 欠席議員(0名)

3. 会議録署名議員

13番	小峰 陽一	1番	辻 よし子
-----	-------	----	-------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖二	担当課長	濱中 修
副管理者	澤井 敏和	担当課長	山本 淳史
副管理者	坂本 義次	担当課長	久保嶋 光浩
副管理者	河村 文夫	担当課長	原島 滋隆

5. 事務局職員

事務局長	西 和彦	局長補佐	峯尾 元久
主事	小林 孝行		

平成 2 9 年 第 2 回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 平成 2 9 年 1 0 月 2 6 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		秋川流域斎場組合議会議長の選挙
日程第 2		議席の指定
日程第 3		会議録署名議員の指名
日程第 4		会期の決定
日程第 5		諸般の報告
日程第 6	議案第 8 号	平成 2 8 年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 9 号	平成 2 9 年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第 1 号)について

議事案件

議事日程

- 日程第 1 秋川流域斎場組合議会議長の選挙
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第 8 号 平成 2 8 年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 7 議案第 9 号 平成 2 9 年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第 1
号) について

午前 10 時 00 分 開会

- 副 議 長 (清水 兵庫君) ただいまから、平成 29 年第 2 回秋川流域斎場組合議会定例会を開会いたします。
- 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
- 日程第 1「秋川流域斎場組合議会議長の選挙」を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 副 議 長 (清水 兵庫君) ご異議なしと認めます。
- よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。
- お諮りします。
- 指名の方法につきましては、副議長が指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 副 議 長 (清水 兵庫君) ご異議なしと認めます。
- よって、副議長が指名することに決定いたしました。
- 議長に、平野隆史君を指名いたします。
- 副 議 長 (清水 兵庫君) お諮りします。
- ただいま副議長が指名しました平野隆史君を当選人に定めることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 副 議 長 (清水 兵庫君) ご異議なしと認めます。
- よって、ただいま指名いたしました平野隆史君が議長に当選されました。
- 平野隆史君が議場におられますので、本席から、会議規則第 31 条の規定により、告知いたします。
- それでは、平野隆史君に自席から議長就任のご挨拶をお願いいたします。
- 議 長 (平野 隆史君) 改めまして、皆さんこんにちは。
- ただいま議長に推挙されました平野でございます。この組合議会、やはり健全な活発な議会にしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。
- 今後とも、任期、一生懸命私も頑張りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 副 議 長 (清水 兵庫君) ありがとうございます。
- これを持ちまして、私の議長の代理の任務は終わりました。
- 新議長の平野隆史君と議長を交代いたします。
- ご協力大変ありがとうございました。

議

長

※ ※

(平野 隆史君) それでは、会議を進めさせていただきます。
日程第2「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。
ただいまの着席どおりの指定といたします。

議

長

※ ※

(平野 隆史君) 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において

13番 小峰 陽一君

1番 辻 よし子君

を今会期中、指名いたします。

議

長

※ ※

(平野 隆史君) 日程第4「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議

長

(平野 隆史君) ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議

長

※ ※

(平野 隆史君) 日程第5「諸般の報告」を行います。
議会閉会中の辞職許可につきまして、報告を行います。
青鹿和男議員、濱中映慈議員、村木満議員から、平成29年9月19日付で辞職願が提出され、辞職を許可しております。

次に管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。
管理者、橋本聖二君。

管 理 者

(橋本 聖二君) おはようございます。
ただいま議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、平成29年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、開会できますことを心からお礼を申し上げたいと存じます。
そして去る21日、日曜日に発生いたしました強い勢力をもった21号台風につきましては、当斎場施設につきましては、幸いこれといった被害を受けなかったわけでございます。この場をお借りいたしまして、報告をさせていただきます。

また、日の出町議会におきましては、当組合の議会議員が改選され、本日の議長選挙により、平野隆史議員に新議長を務めていただくこと

となりました。議長をはじめ議員の皆様におかれましては、今後とも本組合の運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、「思い出を語るロマンの杜」ひので斎場も、平成13年4月の供用開始以来、現在に至るまで順調に稼働し、皆様にご利用をいただいているところでございます。

資料でもお示しさせていただいておりますが、昨年度の施設利用状況は、火葬は1,412件、前年度と比較いたしまして82件の増でございます。このうち組合内の方の利用は1,317件、全体の93.3%となっています。

式場の利用は476件、47件の増でございまして、組合内の方の利用は455件、95.6%となっております。

29年度は、長期修繕計画に沿って、場内モニター設備や空調機器更新工事等を予定するなど、現在まで順調に執行しているところでございます。

また、NTTドコモとauに対しましては、電波の改善工事を依頼いたしましたところ、無償にて全体的な改善工事を実施することとなりました。既にドコモの工事は完了しており、auにつきましても、まもなく完了の予定となっております。

今後も斎場組合の運営にあたりましては、多くの皆様に安心してご利用いただける心安らぐ場を提供していくことを第一に、誠意をもって努めてまいり所存でございます。

最後に、本日もご提案申し上げている案件は、平成28年度決算認定及び29年度補正予算を提出しております。のちほど、議案の内容につきましてご説明をさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単でございますが、ご挨拶並びに近況報告とさせていただきます。

議長 (平野 隆史君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

※ ※ ※

議長 (平野 隆史君) 日程第6 議案第8号「平成28年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

管理者 (橋本 聖二君) 議案第8号 平成28年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

決算書の18ページをご覧くださいと存じます。

平成27年度における秋川流域斎場組合会計の歳入総額は2億5794万5千円、同じく、歳出総額は2億4031万8千円となり、歳入歳出差引額は1762万7千円でございます。

実質収支額につきましても、1762万7千円でございます。

細部につきましては、平成28年度歳入歳出決算書及び事務報告書のとおりでございます。このあと、事務局より詳細につきましてご説明をさせていただきます。

なお、平成29年8月10日に、秋川流域斎場組合の監査委員であります松本委員と高橋委員により、決算審査を行っていただきました。会計伝票、契約書、預金通帳等を丁寧かつ慎重に審査していただき、別紙のとおり適正であることの意見書を提出いただいております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

議 長 (平野 隆史君) 続いて、事務局より、歳入歳出決算の詳細について、説明をお願いします。事務局長。

事務 局長 (西 和彦君) それでは私のほうから、歳入歳出決算の詳細につきまして、説明をさせていただきます。

本日、資料として決算書のほかに付属資料を事前に配付させていただいております。付属資料の平成28年度秋川流域斎場組合決算の概要がございます。何枚か綴じたものでございます。こちらに沿って説明をさせていただきます。

まず、決算の概要の1ページ目をご覧ください。

決算の概要。平成28年度秋川流域斎場組合決算は、歳入総額2億5794万5千円で前年度比5288万4千円、17.0%の減、歳出総額は2億4031万8千円で前年度比5224万3千円、17.9%の減となり、歳入歳出差引は1762万7千円となりました。

この主な理由でございますけれども、奥多摩町の加入に伴う負担金関連経費が27年度で終了したことに伴い、歳入・歳出それぞれ5200万円の減額となったほか、歳入では、使用料及び手数料が前年度比522万5千円の増となりました。1ページ中段に過去からの決算をお示ししたグラフが掲載してございます。また下段には、主な臨時的事業の内容が掲載してございます。

次に2ページの歳入でございますけれども、歳入の主な内容は、組織市町村負担金が1億6000万円で前年度と同額、使用料及び手数料は、6964万9千円で前年度比522万5千円、8.1%の増となりました。また、長期修繕計画に基づく工事経費といたしまして、建物設備整備基金より1000万円の繰入を行っております。

次に3ページでございます。

組織市町村負担金でございますけれども、平成26年度より1億6000万円を据え置きまして、今後予定される長期修繕計画に基づく大規模改修に備えることとしてございます。

4ページの斎場使用料は、6951万3千円で前年度比530万2

千円、8.3%の増となりました。

4ページの下段に、火葬と告別式の件数の記載がございます。まず下段の上のほうの表、火葬の件数でございます。28年度の火葬件数は合計で1,412件、そのうち組合内の利用が1,317件、組合内の利用割合につきましては、全体の93.27%となっております。下の式場、これは告別式になりますが、利用件数は、合計で476件、そのうち組合内の利用が455件で、全体に対しまして95.59%となっております。

次に5ページでございますが、歳出の状況です。歳出のうち総務費は、奥多摩町加入に伴う配分金が27年度をもって終了し、歳入と同様に全額の5200万円が減額となった点が前年度と大きく異なるところでございます。

6ページでございますけれども、中段のところに工事請負費の説明がございます。28年度は長期修繕計画に基づく中央監視装置更新工事や火葬炉の設備改修工事などを実施いたしまして、工事請負費全体では1781万8千円、853万4千円の減となりました。

基金につきましては、当斎場組合では、平成20年度に秋川流域斎場組合建物設備整備基金を設置いたしまして、24年度には、長期修繕計画策定業務を実施いたしました。計画的な大規模改修による施設の維持と安定的運営を図ることとしてございます。

28年度は、中央監視装置改修に係る経費に1000万円を充当する一方で、新たに4745万4千円の積立てを行いまして、基金の年度末現在高は、9691万4千円となっております。

次に7ページ、組合債でございますが、28年度末現在高は、3億1775万2千円となっております。7ページ下段に、今後の償還予定についての記載がございます。30年度から32年度末にかけて各1件の償還が終了し、33年度より、2件、約1500万円となります。その後45年度で全ての償還が完了する予定となっております。

最後、8ページでございます。

財政運営の展望でございますが、秋川流域斎場組合の歳入予算は、組織市町村からの負担金と斎場使用料がその大部分を占めております。歳出につきましては、長期修繕計画に基づく改修工事等を計画的に実施するとともに、32年度で供用開始後20年を迎えますことから、これらの工事と併せて式場建具や備品等の入れ替えなども行う必要がございます。引き続きまして経費の削減に最大限の努力を払うとともに、建物設備整備基金への計画的な積み立てとその運用を図ることといたします。

また、組合債の償還は33年度には、2件、約1500万円に減額

となります。

これらのことを総合的に勘案いたしまして、施設改修等に伴う支出の増加に対応しながらも、組織市町村負担金につきましては、当分の間について現行予算の範囲内を維持するよう最大限の努力を継続していきたいと考えているところでございます。

下段に、長期修繕計画に基づく基金充当工事の実績と今後の見込の記載がございます。別にお配りしております参考資料4のほうに同様の説明がございますので、参考資料4、こちらをご覧くださいと思います。

参考資料4でございますけれども、建物設備整備基金と主な基金充当工事となっております。

まず、上段の左側の表。基金への過去からの積立とその支出となっております。20年度の504万5千円の積立で以降、現在に至っております。主な基金充当工事では、25年度の火葬炉耐火物全体積替え工事以降、記載のとおり実施をしてきました。28年度末の現在高は、9691万4千円となっております。

上段の右に、29年度予定工事の内訳がございます。29年度はそちらに記載の工事を予定しております。合計で4299万6千円を予定しているところでございます。また、30年度以降の予定工事でございますが、30年度には火葬炉の増設工事を予定しております。その他記載の工事を予定しているところでございます。以上のとおり、基金の積立と長期修繕計画に沿った更新工事等を計画的に実施していく予定となっております。

なお、平成30年度に予定しております火葬炉の増設工事につきましては、本日の議会終了後に若干の説明をさせていただきたいと思っております。

以上が平成28年度決算の概要説明となります。

議 長

(平野 隆史君) これより質疑に入ります。

1 番

1番、辻よし子君。

(辻 よし子君) それでは、何点か質問させてください。

1点目は、今ご説明がありました長期的な修繕計画についてですが、この長期的な修繕計画と計画的な積立、基金の積立ですね、それから組合債との関係ですが、組合債は平成45年で終わるということですが、長期的な修繕計画というのは、今後は新たな起債はせずに計画的な積立の中から全部賄われると、そういう理解でよろしいかどうかをお願いいたします。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) ただいまのご質問でございますけれども、現在のところ、長期修繕計画に基づいた工事を予定しておりますが、組合債

の増額というのは、予定はしてございません。

ただ、将来的にはこのあと、来年度火葬炉を1つ増設しますけれども、その後さらに1基増設するのか、あるいは今ある既存の3基について入れ替えを行うのか、あるいは現在設置祭壇がございますが、いずれ入れ替える必要も出てくると思います。そういったことを踏まえまして、今後、それらを含めた計画も立てていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

したがいまして現在のところは、具体的に新たなものが発生するので増額をいただくというようなことは考えてございません。

議 長
1 番

(平野 隆史君) 1番、辻よし子君。

(辻 よし子君) わかりました。ありがとうございます。

それから、現在の使用の状況をご説明いただいて、組合内が93.2%の利用があるということだったんですけれども、そもそも稼働率というのでしょうか、病院ですとどれだけベット数が、利用されているかとか、そういうのがありますけれども、この斎場のキャパシティの中で、だいたいどのくらい今、利用がされているのかということをお教えいただけるのでしょうか。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) 利用、キャパに対してということでございますけれども、火葬炉について申し上げさせていただきますと、3基で火葬炉をまわしております、1日8件まで処理できるようになっております。メーカーが実際に推奨する件数というのは、1基当たり年間250件ということをおっしゃっておりますが、当斎場につきましては1基当たり27年度443件、28年度も同様の440件程度の利用となっております。ですからメーカーが推奨する件数よりもだいぶ多くはなっております。

ただ、当斎場につきましては、過去から、火葬炉の中の煉瓦の張り替えであるとか、そういったところを毎年、毎年いろいろメンテナンスをしておりますので、メーカーが保守点検をしていく中で、特に問題は発生していないというようなことを聞いております。

それから、28年度、1日当たりどのくらい火葬しているかという平均ですけれども、4.7件だったと思います。1日8件の枠に対しまして利用は4.7件ということでございますので、件数的にも、適正な数値であると考えているところでございます。

議 長
1 番

(平野 隆史君) 1番、辻よし子君。

(辻 よし子君) メーカーの推奨している件数よりも多いけれど、ちゃんとメンテナンスはされているので、耐用年数に影響がないということですね。いい形で利用がされているということがわかりました。

資料、どこか忘れてしまったんですけれども、臓器を火葬する、これは特別の炉ということでしょうか。もしそうであるとすれば、それは例えば公立阿伎留医療センターとか、そういうところと契約をして、定期的に使われているのかとか、その臓器のための火葬の炉の利用状況を教えてください。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) 臓器の炉、その他の炉と呼んでおりますが、こちらにつきましては、ご指摘のとおり臓器などを火葬するために使っております。実際の利用というのは、年間を通してごくわずかでございます。

阿伎留医療センターは、こちらのほうにはきておりません。毎年来る病院はあるんですけれども、たしか東大和病院だったかと思います。そちらのほうから臓器とか持ち込まれます。

年間、稼働する件数が少なく、もったいないといえどももったいないのですが、通常使っている一般の炉と全く同じ炉がついています。では今回、炉の増設を予定していますので、その炉を一般の炉として利用できないのかというようなことも検討しましたが、新設するのと同じくらい金額がかかってしまうというようなことで、それもなかなか現実的ではないのかなということで判断しております。

議 長
1 番

(平野 隆史君) 1番、辻よし子君。

(辻 よし子君) その臓器を焼くための炉ですけれども、東大和のほうの病院が利用しているということで、もし稼働を、もう少し余裕があるのであれば、構成自治体の病院、焼却を他のところの炉に持っていつているんだとすれば、ここを利用していただくと、それはこの運営にはプラスになるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) 近隣の医療機関が臓器をどのように処理しているのかは、私どもも存じかねます。恐らく火葬する必要があるとしたら、当斎場に来られるのかなと思いますけれども、医療機関のほうでどういう処理をしているのかは分かりません。PRというわけではありませんが、もし何かそういう機会があれば、例えば担当の方とお話するような機会があれば、その辺のところもお話してもいいのかなと思います。

議 長
1 1 番

(平野 隆史君) 11番、吉川洋君。

(吉川 洋君) 説明いろいろありがとうございました。

そして私、確認したいのは、平成27年1月23日付で総務省から統一的な基準による地方公会計の整備促進について、というものが出ております。各一部事務組合は今、29年度末までのとりまとめ、それ

から29年度の決算、それにできるように取り組んでいるということ
を聞いておりますが、それに基づきまして、この決算書の13ページ
を見ますと、14節の地方公会計システム導入委託料132万613
2円と固定資産台帳作成委託料194万4千円と、これはまさに先ほ
ど私申し上げました総務省の推進に基づいてこれが計上されている
のかと思うのですが、まずその確認が1つです。

それから、他の一部事務組合、特に斎場などの取り組みについても
確認してみたんですが、数字的に両方合わせると320何万というよ
うなことであります。これに関しては、これだけなのか。地方公会計
の統一基準に係わる経費としては、今のところこれだけなのかどうか
という確認と、これの契約内容、契約の方法というのですか、随契と
かあるいは指名、一般、プロポーサル、いろいろありますが、たぶん
随契でやったのではないかなと推測しているのですが、契約方法、そ
れから、なぜその方法を選定したのかその理由、これをご説明して
いただきたいと思います。

それから、15ページの中央監視装置及び空調自動制御機更新工事
で1047万6千円ということになっております。これも必要性があ
るからなんでしょうけれども、これはどのくらいの期間、中央監視装
置及び空調自動制御機更新工事というものについては、今まで何年ぐ
らいかけてやってきたのか、なぜこの段階で必要になったのかとい
うようなこと。

それから、23ページの秋川流域斎場組合建物設備整備基金ですけ
れども、先ほど辻議員からも基金に関係した質問がありましたが、そ
もそも現段階で、貸借対照表とか減価償却あるいは行政コスト計算書、
固定資産台帳というものはたぶん整備されてないと思うんですよ。そ
うすると整備基金を積み立てる根拠というのは、先ほどちょっと説明
がありましたけれども、一部修繕とか大規模程度はいいですけれども、
全体的に例えば棟屋の耐用年数がどれくらいあって、それから先ほ
どもちょっと説明がありました、メーカー推奨の250件を1基当たり
430件やっているということは、約倍近い形で稼働しているとい
うことになるので、当然、煉瓦の交換だけで済むということではなくして
耐用年数などについても影響が出てくる。

そうすると、それが耐用年数に影響が出るということは、基金の積
立によって何らかの手当てをしてやらなくてははいけない。そういうよ
うなことを考えると、そもそも基金の積立の根拠というのは何をもっ
てしているのかをご質問しておきたいと思えます。

最後、4点目ですけれども、霊柩車が1台ということなんですが、
この霊柩車は1台で何かあったときにはどういう対応をしているの
か、ちょっと心配になったものですからお聞きします。

議 長
事務 局長

以上、4点です。

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) 最初の公会計システム導入委託料、固定資産台帳作成委託料に関するご質問でございますけれども、こちらにつきましてはご指摘のとおり、総務省からの通達等によって行っているものでございまして、よその自治体あるいは一部事務組合でも同様に取り組んでいるところかと思えます。

現在は29年度の決算に向けて、いろいろシステム等を構築しているところ、準備段階でございますので、特に成果物というのは、まだ出てきておりませんが、公会計関連の経費でございます。

それから、こちらの契約の方法ですが、当初の予定は日の出町の処理、財務会計は日の出町の財務会計処理システムを使わせていただいております。町に対して負担金を払うというような形になっております。この公会計につきましても、町と同様に進めていくという予定で当初おりました。ところが町のほうも、作業的にボリュームがありまして、なかなか進んでこないということが昨年度、出てきましたので、町を待つわけにもいかないというようなこともございました。

そういったことから、町の中で実際に固定資産台帳作成委託とかその辺のところを手掛けている業者がありましたので、そちらの業者と随意契約を結ばせていただきました。時間的にも期日が迫っていたので、急遽、町とは別に独自に契約を結び、進めさせていただきました。

あと、中央監視装置の件でございますけれども、ここまで大掛かりに更新工事をしたのは今回が初めてでございます。こちらにつきましては建物全体の空調であるとか、様々なシステムがございます。こちらがボスセンターと遠隔で結ばれておりまして、連絡が取れる体制になっており、緊急時でも、深夜でも駆けつけてくれるというような体制になっております。そちらが過去から一度も更新工事はしてございませんでしたが、長期修繕計画の中にもあるように、今回それについて手掛けたというようなことでございます。

それから、基金の積立ということでございますけれども、先ほど財務4表とかその辺のご指摘もございましたが、今まではそういったものに基づいたものはございません。長期修繕計画を立てたときに見込まれる工事に対しまして、歳入等もそのときに計算をしてきたというような形でございます。今後は財務4表等もできてきますので、その辺の数字も明らかになるのではないかなというふうには思っております。

霊柩車の関係でございますが、霊柩車につきましては、表に式場がございます。そこで式を行い、火葬は下の火葬棟になります。その間

議
1 1

長
番

の移動ということです。1台だけということですが、走行距離というのは数百メートルとなっています。運転は火夫さんが式に合わせてお迎えに来て、下にお届けするというような形になっています。特に外を走る車ではございませんが、車検なども受けておりますので、特に問題なく運行できているということでございます。

(平野 隆史君) 11番、吉川洋君。

(吉川 洋君) どうもありがとうございます。いわゆる公会計、地方公会計のあれについては地方自治体も当然含まれてやっているの、そういう意味では日の出町さんとの調整がうまくいけば、もうちょっと安くできたんじゃないかなんて私は思ったんですが、私がちょっと調べた人口80万人ぐらいの規模の一部事務組合、斎場も含め聞いてみましたら、これの移行に対しては、やはり固定資産台帳とかいろいろ作成するのに自分のところではちょっとあれなので委託をしましたということでしたが、「委託料いくらぐらい」と言ったら、「100万円ちょっとでした」ということなんですね。

そうしますと今回、公会計の整備について、このコストというものが適正なのかどうかというのは、随契をするにあって、その評価というのはどのような形でされたのでしょうか、ご説明をいただきたいと思えます。

それから、できるだけ可及的速やかに、いわゆるバランスシート、行政コストなどが公表されるということを望んでおります。29年度の決算からということになると、来年の今ぐらいになるかなと思えますけれども、それがないと、私たちこういう資料をもらっても、先ほど辻議員が稼働率云々という話もしましたが、実際的に他の自治体、一部事務組合のところと行政コスト的にはどうだろうということが非常に興味があるんですね。何でもかんでも安く上げればいいというふうには私は思っておりませんが、それが適正になっているかどうかという評価をするには少し資料が、そういうものがないと、私たち議会としても議員としても評価しにくいというふうに思えます。

したがって、できるだけ29年度の決算ということを目標にするのではなくて、可及的速やかに、できたら早めに公表していただきたいと思えますが、その取組みについていかがでしょうか。

議
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) まず、今回の契約に対する金額についての件でございませぬけれども、お調べになったところの一部事務組合が100万円程度の委託料であったというようなこととございませぬ。その内容がどのような方法をとられているのかというのは、私どものほうではわかりませんが、今回、随意契約をするにあって、町のシステムを使って、負担金を町に払った場合との比較をいたしました。その結果、

逆にその方が金額的にもかかってしまうというようなことも出てきました。また、独自で動いたほうが、結局、団体が小さいですから動きが速くなります。そういったメリットもございましたので、そういう判断をさせていただきました。

あと、バランスシート等の関係でございますけれども、ご指摘のとおり、29年度決算では予定してございますが、私どもとしても、今も、これからもその辺の研究は十分にさせていただいて、吉川議員がおっしゃるように、速やかにお示しできる資料は示していきたいと考えます。

議 長 (平野 隆史君) 10番、清水兵庫君。
9 番 (清水 兵庫君) 質問回数について、きょう配られた例規集の118ページ51条に書いてありますので、そこを確認したいんです。ちゃんと何回という回数がかかれていきますので、その確認をお願いいたします。徹底するために事務局でそこを読んでください。

議 長 (平野 隆史君) 西事務局長。
事務 局長 (西 和彦君) それでは、ただいまご指摘の秋川流域斎場組合議会定例会の回数に関する条例第51条、質疑の回数について、読ませていただきます。

質疑は、同一議員につき同一議題については2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではない。

以上でございます。

1 1 番 (吉川 洋君) ということは、議長が先ほど、辻さんの場合は、特別に許可したということでもいいわけですね。

議 長 (平野 隆史君) 大変自分も勉強不足で、2回というものを今日いただいたもので。今後2回ということこれから守っていただいて。あと、関連というのはなかなか説明が難しいと思いますので、その関連については、議長の判断で関連しているかどうかというのを裁量したいと思いますので、これから2回という形で進めさせていただきます。

議 長 (平野 隆史君) 10番、清水兵庫君。
1 0 番 (清水 兵庫君) こういうルールがあるので、我々も議員なので、ルールどおりに時間内で決めるということは大事なことだと思いますので、議長、よろしく願いいたします。

議 長 (平野 隆史君) 11番、吉川洋君。
1 1 番 (吉川 洋君) 確かに例規集、そう書いてあります、2回までと。でもここに来ている議員の皆さん、どうですか、2回ってというのが他の議会で2回ということはほとんどなく、3回とかやっているんじゃないかと。そうすると一部事務組合の議会の在り方も、何らかの形で

- 議長、この2回が適正なのかどうかということも検討すべきだと思うんですよ。だからそれは先ほどの清水兵庫議員の、例規集に書いてあからと。例規集に書いてあることは、今回新しく議会の議員になった議員で変えることができるわけですから、そのような検討会を是非つくってもらいたい、このように議事進行としてお願いいたします。
- 議 長 (平野 隆史君) 1 番、辻よし子議員。
- 1 番 (辻 よし子君) 2 回の発言というのは、一問一答でやるのか、吉川議員のようにまとめて幾つかということになると、一問一答でやると質問内容2個しか質問できないことになりますね。1回に関連するものを4つぐらい言ってしまっているのか、その辺がここではルールが書かれてないので、その辺を整理していただきたいと思います。
- 議 長 (平野 隆史君) わかりました。そういったことも、事務局と叩き台をある程度作りまして、皆様に示す形で、2回というのがわかりづらいというので、次回書面で書いて皆さんに提示するという形でよろしいでしょうか。2回という説明をちゃんと議事録に載せていく、わかりづらいというので、それをわかりやすく1回の質問でこれは1回ですよと書いて完璧な線引きをするのか、また2回というその説明がわかりづらいというので、また、2回ではダメだという意見もありますので、また今後検討してみたいと思います。
- 1 1 番 (吉川 洋君) どの議会でも議運というのがありますよ。議運で普通はそういうマターを決めていくわけですがけれども、事務局のほうは、こういうような問題が起こったときに、どういう機関で委員会なり、どういうふうに決定するのか。普通は条例があって、要綱とかあって、運営規則みたいなものがありますよね。それはどこで、どういうふうに決定されるのか、決定プロセスと仕組みを説明してほしいんですよ。
- 議 長 (平野 隆史君) 西事務局長。
- 事務 局長 (西 和彦君) 申し訳ございません。当方も今までこういう議題が出たことがなかったので把握してございません。
- 議 長 (平野 隆史君) いろいろな問題が出てくると思うので、事務局とも相談しながらいろいろ研究していきますので、まずはそれでよろしいですか。
- 8 番 (加藤 光徳君) 今の関連のことですけれど、私が阿伎留病院議会をやっているときに、これと同じような問題が出たんですよ。そのときに全員で、議会は議長が司るということですから、議会は議長が仕切るんですね、そうでしょ。ですからそういう関係で、議会の中で議長の裁量権をもって采配をしてもらおうというのが一番いい方法ですし、それでなければ正副議長と相談して今後の在り方をきちんと決めてもらうという方法をとる。前、とったんですよ、別に集まってね。

その方法が一番いいと思うので、そういう方法で次回はきちっと例規集に沿ったやり方で示してほしいと、そう思っています。

議長 (平野 隆史君) 今、加藤光徳議員から申し出がありましたので、今後、事務局そして副議長と相談しながら、この議会の進め方、いろいろな問題点をまた研究しながら進めていきたいと思えます。

1 1 番 (吉川 洋君) 議長、副議長のほうでまとめるのはいいけれども、これで決定というのではなくて、こういうふうにしたいけれど、どうでしょうかというのを、提案書みたいな形で出してもらったほうがいいんじゃないですか。

議長 (平野 隆史君) まず、議員さんから、こういう問題点がありますよというのを書面で挙げてもらって、それから議長、副議長そして事務局で協議をして、そういった問題点に対して答える、まずそれからしないと。

1 1 番 (吉川 洋君) いつまでですか。

議長 (平野 隆史君) まず書面で出してもらわないとできないので、各議員さんから書面で出してもらえれば。

1 1 番 (吉川 洋君) 出すほうはいつまでですか。

議長 (平野 隆史君) 次の議会の予定がありますので、なるべく早目に、1 1 月の半ばまでには出していただければ。

1 1 番 (吉川 洋君) 1 1 月 1 5 日ぐらいに。

議長 (平野 隆史君) 6 番、山根トミ江議員。

6 番 (山根トミ江君) それでは私は決算書のほうで幾つかあります。まず決算書の 1 5 ページの歳出のところですけども、1 3 番の機械整備委託料の中の火葬炉残骨灰処理委託料、これ 1 円なんですけれども、この金額は何なのか思ったわけです。それでお聞きしたいのは、どういう内容の委託料なのか、また入札の方法などはどんなふうに行っているのかその辺のところ、あと委託料の内容、その辺のところを教えていただきたいと思えます。

議長 (平野 隆史君) 西事務局長。

事務局長 (西 和彦君) ただ今の火葬炉残骨灰処理委託料 1 円のご質問にお答えいたします。確かに 1 円の契約ということで特殊な契約でございますので、その背景等も含めてご説明をさせていただきたいと思えます。

この残骨灰というものですけれども、ご承知かとは思いますが、火葬をし、それを収骨した後に遺族の方が持ち帰らなかった焼骨や灰を言います。この残骨灰について、非常に地域性がございまして、ひので斎場含めた東日本では、遺骨を全収骨しているところがほとんどでございまして。骨を骨壺に収める際に全部骨壺に収めるというのが基本になってございまして。一方、西日本などでは、部分収骨といたしまして、

喉仏など主な所だけを収骨するというので、骨壺も4寸と非常に小さな骨壺になります。そういったことから、地域によって残骨灰の量であるとか扱いというのは、大きく異なっているというようなことが一つ状況としてございます。

当斎場の場合、どの程度の残骨灰が出るのかということですが、大体今、月にドラム缶1本から2本、といってもドラム缶に満タンに入れておりませんので、ドラム缶1本強と申していただければよろしいのかなと思います。ただ、残骨灰といってもその中には例えば副葬品の燃え殻だとか、あるいは棺の燃え殻であるとか金具であるとか、そういったもの全て含まれたものでそれだけの量になりますので、実際の残骨灰といったものはもっと少量になってくるかと思えます。

現在の委託の内容ですけれども、月1回、そのドラム缶を回収に来てもらいます。それを業者のほうの選別の施設がございまして、先ほど申し上げた残骨灰とそれ以外の物の選別をかけます。残骨灰につきましてはしっかりとした埋葬施設に埋葬していただき、そして全体供養になります。供養も行っています。今回の残骨灰の委託料につきましては、月1回の収集から選別、そして埋葬して供養するという、そこまでの一連の流れの委託料ということでございます。

では、なぜ1円かという話になるんですけれども、最近、貴金属が高騰してございまして、その関係で全国的に残骨灰のリサイクル事業を手掛ける業者が増えてきたというようなことで、結構競争も激しくなっているようでございます。その結果として1円で入札をされていかれるというようなことでございます。

議 長
6 番

(平野 隆史君) 6番、山根トミ江君。

(山根トミ江君) 内容についてはわかりました。そういうことがあるんだと。そうすると、何社ぐらい、その入札に来ているんだろうか。そしてそれを決めるにあたってはどんな方法で決めるのか、その辺のところはどうでしょうか。

議 長
事務 局長

(平野 隆史君) 西事務局長。

(西 和彦君) 入札の方法、何社ぐらいというようなことでございますけれども、若干補足も加えさせていただきたいと思えます。

この残骨灰ですけれども、これは法令上は遺骨にはあたらないということで、今の最高裁にあたる大審院でそういった判断をさせていただきます。また、法令上、遺骨ではない一方で産業廃棄物にもあたらないということで、法律上の位置付けがないということでございます。

まず、処理の方法ですけれども、主な処理の方法3つございまして、当斎場のように回収から選別、埋葬、供養までを一連の流れで委託する方法というのが一つございます。これが全国的に圧倒的に多くて、ほとんどのところはこの方法です。2つ目といたしまして、自分の自

自治体で埋葬場所を持っていて、そこに埋葬し自治体が供養するという方法です。これは全国的にも数少ないです。それからもう一つが、最近たまにテレビでもやっていますけれども、自治体が専門の処理業者に売却する、売ってお金をもらうという方法もあるようでございます。ただそれは市民のほうからもいろいろな意見が出ているようで、問題があるのではないかと、そういうところもあるようでございます。

それで、当斎場の入札の方法ということでございますが、一番懸念するのが、先ほど申し上げましたとおり、受注競争が過熱してきています。その結果、業者も経費を節減する必要が出てくると。それが進んでいくと、今度は残骨灰のずさんな処理というのが非常に懸念される場所です。当斎場も負のサイクルというのでしょうか、それを懸念いたしまして、入札とか業者の選定に若干の工夫をさせていただきます。28年度の契約から、業者に事前資料を提出させています。16項目に及ぶ資料として、業者にとっては厳しい内容かもしれません。まず過去の契約実績とか、処理施設への距離、関東と山梨に限定しています。なぜ、距離を考慮したかといいますと、例えば議会の方が視察に行かれる、あるいはご遺族が供養に行かれる、そういったときに日帰りで行ってこられる距離ということで、距離の限定をさせていただきました。

それから、登記簿等、実体をはっきりした会社ということで写しをとっています。なぜこれをとるかという、最近、1円入札が進んで結果として抽選になるケースが非常に多くあります。そうすると、抽選の確率を上げるためにダミーの会社をつくってこるところがありますので、それを排除するために当斎場では登記簿等もとってございます。

それと、当然に選別の処理工程の方法であるとか、写真であるとか、そういったもの。あと、残骨灰の分析を証明する書類の写し、ダイオキシンとかその辺のところも懸念されますので、その辺の写しもしっかり出すように。それから、埋葬場所や供養の写真。そういったものも出せる業者。加えて、東京都ですのでディーゼル規制に適合した車を持っていること。

そういったような16項目にわたる厳しい内容をまず提出させまして、その時点で見積もりをもらうか、もらわないか、まず判定いたしました。28年度は13社、手を挙げてきています。書類を提出してきたのは13社です。その中で当方の条件に合ったのは3社でした。10社はお断りいたしました。

結果的に、現在はその3社の中で入札をいただいて、3社とも1円で入札をされてきましたので、くじ引きで決定をしたというようなことでございます。この辺について、最近非常に話題にもなっております。

- すし、透明性を確保していかなければいけないというようなことで、当齋場ではそういった形で契約のほうはしております。
- 議 6 長 (平野 隆史君) 山根トミ江議員。
番 (山根トミ江君) よくわかりました。この1円というのがどうい
ことなんだろうということで、今の説明でよくわかりました。私も疑
問に思ったのは、自治体で1円で入札するぐらい、マニュアルという
言い方はおかしいですけど、自治体でできないものかと疑問に思っ
たんですけど、先ほどの説明では、それもいろいろ問題があるとい
うようなことなので、いずれにしましても入札を16項目厳しくやっ
ているということなので、今後もその辺をきちっと守っていただいて、
よろしくをお願いします。
- 議 長 (平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 (平野 隆史君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 (平野 隆史君) 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、原案のとおり承認されました。
————— ※ ————— ※ —————
- 議 長 (平野 隆史君) 日程第7 議案第9号「平成29年度秋川流域齋
場組合会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。
これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。
- 管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第9号 平成29年度秋川流域齋場組合会計
補正予算(第1号)について、提案理由のご説明を申し上げます。
本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ1562万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億5673万7
千円とさせていただきます。
内容につきまして、ご説明をいたします。予算書の4ページ、5ペ
ージをご覧ください。
歳入でございますが、前年度繰越金を1562万7千円追加し、1
762万7千円とするものでございます。
次に、歳出でございますが、総務費の一般管理経費のうち例規集追
録料に47万円、建物設備整備基金積立金に1400万円を追加し、
衛生費の齋場管理経費のうち小工事に90万2千円追加、和室・法事
用チェア購入費として25万5千円を新たに計上するものでござい
ます。これはご高齢の利用者が楽に施設を利用することができるよう、
ロータイプの座椅子を24脚購入するものでございます。今後の利用

状況や利用者のご意見等を聞きながら拡充等につきましても検討をしていきたいと考えております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明といたします。

議 長 (平野 隆史君) これより質疑に入ります。

1 1 番、吉川洋君。

1 1 番 (吉川 洋君) 先ほど歳出の整備基金の積立金のことでお聞きしたんですが、今回、補正で1400万というものが上がってきておりますが、そもそも大規模修繕とか長期修繕計画というのがありますけれども、固定資産台帳の作成もまだできてないという中において、この1400万という、積み立てたというものの根拠、これは一体何なのか、いろんな財政需要はあると思うんですね。行政需要もあると思うんですが、この1400万の積立をした根拠、金額の根拠を説明してほしいです。

議 長 (平野 隆史君) 事務局長。

事務 局長 (西 和彦君) お答えいたします。これにつきましてはここ数年來こういった形をとらせていただいているんですけども、25年度に長期修繕計画を計画したときに、それまでは組織市町村の負担金につきまして補正で減額をして、お返ししていたということもございました。ただ今後、長期修繕計画にあるとおり、多額の資金も必要になってくるということで、その辺はそちらのほうに積み立ていこうというようなことで、減額の補正を行わずに、こちらのほうに繰り越して蓄えていくというようなことで確認をいただいているところでございます。

議 長 (平野 隆史君) 1 1 番、吉川洋君。

1 1 番 (吉川 洋君) そうすると、この長期修繕計画、10カ年計画の中の説明を見ると、事業実施のため平成26年度から組織市町村負担金を1500万円増額させて総額1億6000万、これは今回の数字にも出ておりますけれども、こういうふうな処理をすることによって今後は組織市町村負担金の増額というのは当面、しばらくはずうとないというふうに考えていいわけですか。

議 長 (平野 隆史君) 西事務局長。

事務 局長 (西 和彦君) ご指摘のとおりでございます。1500万の増額につきましても、実は奥多摩さんが加入されまして、奥多摩さんの負担金が毎年大体1500万ぐらいになっていますので、従来の3市町村の負担金はほとんど変わることなく、奥多摩さんが加入していただいたおかげで1500万プラスして1億6000万が確保できているというようなことでございます。

それから、先ほどご説明でもいたしましたけれども、起債等も減っ

1 1
議

番
長

ていきますので、現在のところは負担金については増額とかそういったことは計画なく進んでいけるのかなというふうに考えております。

(吉川 洋君) 了解です。

(平野 隆史君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議

長

(平野 隆史君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議

長

(平野 隆史君) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

※

※

議

長

(平野 隆史君) 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。
これをもちまして、平成29年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

秋川流域斎場組合議会議長

秋川流域斎場組合議会議員

秋川流域斎場組合議会議員